第二の二の1を次のように改める。

1　特例インドネシア人介護福祉士候補者の要件

特例インドネシア人介護福祉士候補者は、研修としての就労を適切に実施する等の観点から、次の(1)から(3)までに掲げる要件を満たさなければならない。

(1)　日インドネシア協定附属書十第一編第六節2の規定に基づき受入れ調整機関に紹介を受けた機関（特例インドネシア人介護福祉士候補者が更に法務省告示の特例による許可を受ける場合にあっては、受入れ調整機関に紹介を受けた機関）との労働契約に基づいて、次のイ及びロの活動に従事する者であること。

イ　法務省告示の特例により在留資格の変更の許可を受けてから別表第二の上欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる年度に実施される介護福祉士国家試験まで継続して行われる介護福祉士の監督の下での研修を通じた介護施設における当該介護福祉士国家試験の合格のために必要な知識及び技術の修得

ロ　イの活動後、介護福祉士の監督の下での研修を通じた介護施設における必要な知識及び技術の修得

(2)　第一の三の2の責務にのっとり、3の(1)の介護研修改善計画に基づく研修に取り組むとの意思を誓約する署名を行った者であること。

(3)　別表第二の上欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる年度の前年度に実施された介護福祉士国家試験において不合格であり、かつ、その得点が、当該試験の合格点に一定の割合を乗じて得た点数として外務省から厚生労働省に対して通知のあった基準に相当する得点以上の者であること。

第二の二の2の(1)中「協定指針第二の二の3の(1)から(4)まで」を「協定指針第二の二の3（同(1)から(4)までに係る部分に限る。）」に改める。

第二の二の2の(2)中「3の介護研修改善計画」を「3の(1)の介護研修改善計画」に改める。

第二の二の3中「1の(1)（同(2)から同(4)までにおいて準用する場合を含む。）」を「特例インドネシア人介護福祉士候補者」に、「から(4)まで」を「から(3)まで」に改める。

第二の二の3の(1)を次のように改める。

(1)　研修内容は、各特例インドネシア人介護福祉士候補者の特性に応じて、別表第二の上欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる年度に実施される介護福祉士国家試験の合格を目指すものとし、介護研修改善計画として、当該研修内容を実施するとともに、協定指針第二の二の4の(1)の介護研修計画に対する評価を踏まえた改善内容について明らかにしたものが作成されていること。

第二の二の3の(2)を削り、同(3)中「介護研修改善計画」を「(1)の介護研修改善計画」に改め、同(3)を同(2)とし、同(4)を同(3)とする。

第二の二の4中「1の(1)（同(2)から同(4)までにおいて準用する場合を含む。）」を「1の(1)」に改める。

第四の一中「平成二十四年度」を「平成二十五年度」に、「受けようとする者」を「受けようとするもの」に、「第二の一の1の(1)のロ及びハ（同(2)から同(5)までにおいて準用する場合を含む。）」を「第二の一の1の(2)及び(3)」に、「同3の(1)から(3)まで」を「同3の(1)及び(2)」に改める。

第四の二中「平成二十三年度」を「平成二十四年度」に、「、法務省告示」を「法務省告示」に、「受けようとする者」を「受けようとするもの」に、「第二の二の1の(1)のロ及びハ（同(2)から同(4)までにおいて準用する場合を含む。）」を「第二の二の1の(2)及び(3)」に、「同3の(1)から(3)まで」を「同3の(1)及び(2)」に改める。

第五の一中「第二の一の3の看護研修改善計画」を「第二の一の3の(1)の看護研修改善計画」に、「同二の3の介護研修改善計画」を「同二の3の(1)の介護研修改善計画」に改める。

第五の一の2の(2)を次のように改める。

(2)　定期報告

イ　特例受入れ機関は、特例受入れ施設の要件の遵守状況及び労働契約の要件の遵守状況について、別表第一又は別表第二の上欄に掲げる区分に応じ、それぞれこれらの別表の下欄に掲げる年度の一月一日現在で取りまとめ、遅滞なく、受入れ調整機関に報告するものとする。

ロ　特例受入れ機関は、受け入れている各特例インドネシア人看護師候補者等の研修の実施状況について、別表第一又は別表第二の上欄に掲げる区分に応じ、それぞれこれらの別表の下欄に掲げる年度の十月一日現在で取りまとめ、遅滞なく、受入れ調整機関に報告するものとする。

第五の一の2の(3)のニを次のように改める。

ニ　特例受入れ機関は、受け入れている特例インドネシア人看護師候補者等について、別表第一又は別表第二の上欄に掲げる区分に応じ、それぞれこれらの別表の下欄に掲げる年度に実施される看護師国家試験又は介護福祉士国家試験の合否の結果を把握し、速やかに受入れ調整機関に報告するものとする。

第五の二中「報告を徴収し」を「報告の提出を求め」に改める。

第六の次に別表として次の二表を加える。

別表第一（第一の三、第二の一、第五の一関係）

区分	年度
特例インドネシア人第一陣看護師候補者	平成二十三年度
特例インドネシア人第二陣看護師候補者	平成二十四年度
特例インドネシア人第三陣看護師候補者	平成二十五年度
特例インドネシア人第四陣看護師候補者	平成二十六年度
特例インドネシア人第五陣看護師候補者	平成二十七年度
特例インドネシア人第六陣看護師候補者	平成二十八年度

別表第二（第一の三、第二の二、第五の一関係）

区分	年度
特例インドネシア人第一陣介護福祉士候補者	平成二十四年度
特例インドネシア人第二陣介護福祉士候補者	平成二十五年度
特例インドネシア人第三陣介護福祉士候補者	平成二十六年度
特例インドネシア人第四陣介護福祉士候補者	平成二十七年度
特例インドネシア人第五陣介護福祉士候補者	平成二十八年度